

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例(仮称)案の概要等について

1 条例制定の背景

- ・太陽光発電の導入は、再生可能エネルギー普及に向けた有効策の柱であり、引き続き推進していく必要がある。
- ・一方で、太陽光発電施設の導入にあたっては、安全性確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもある。
- ・こうした県民の不安を解消し、安全・安心に配慮した太陽光発電施設の導入を進めるため、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する新たな条例の制定を検討することとする。

2 条例案の概要

(1) 条例の目的

太陽光発電施設が防災上及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全かつ安心な生活の確保に配慮し、もって太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及拡大に寄与することを目的とする。

(2) 責務

① 県の責務

太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

② 設置者の責務

- ・必要な関係法令（条例を含む。）を遵守することとする。
- ・太陽光発電施設の設置に当たり、県が定める事項を守るよう努めることとする。

【県が定める事項】

- ・地域住民との適切なコミュニケーション
- ・適切な土地の選定、開発計画の策定、設計及び施工
- ・稼働音、電磁波、反射光等に対する地域住民や周辺環境への配慮
- ・保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築及び実施
- ・破損による被害発生等の市町村等に対する連絡及び施設外へ影響が及ばないための適切な措置
- ・防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策の実施確認や近隣への配慮
- ・固定価格買取制度による調達期間終了後の事業継続
- ・事業終了後の速やかな施設撤去等の必要な措置

(3) 太陽光発電施設の設置禁止区域の規定

① 設置禁止区域は、次のア又はイに該当する、土砂災害防止等を目的とした法令により、既に指定されている区域とする。

ア 土砂災害その他の災害が発生している、又は発生するおそれが極めて高い土地

イ 土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、県民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地

【設置禁止区域】

- (ア) 砂防指定地（砂防法第2条・岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項）
- (イ) 地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- (エ) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）

- ② 設置禁止区域に例外的に設置する場合には、出力規模に関わらず、知事による許可を必要とする。

（4）太陽光発電施設の設置に適さない区域の規定

- ① 設置に適さない区域は、次のア又はイに該当する、土砂災害防止等を目的とした法令により、既に指定されている区域とする。
 - ア 土砂災害その他の災害が発生するおそれが高い土地
 - イ 土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、県民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地

【設置に適さない区域】

- (ア) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項）

- ② 設置に適さない区域に発電出力50キロワット以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日以上前に、届出を必要とする。

（5）立入調査等

県は、上記(3)②の許可申請による許可又は(4)②の届出の受理を行った施設に対し、必要に応じて立入調査、助言等を行うことができることとする。

3 パブリック・コメントの実施

- （1）募集期間 平成31年1月24日(木)から平成31年2月25日(月)まで

- （2）公開方法

新エネルギー・温暖化対策室のホームページに掲載するほか、同室、県政情報室、各県民局、各地域事務所、県立図書館及び県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）に備え付ける。

- （3）意見等の提出方法

名前、住所（市町村名のみ）、電話番号、性別、年齢、関係項目名（どの部分についての意見か）を明記のうえ、インターネット（新エネルギー・温暖化対策室ホームページからの送信）、電子メール、ファクシミリ、郵便のいずれかの方法により提出する。

4 今後の予定

- ・ 3月中旬 パブリック・コメントの結果公表
- ・ 5月下旬 条例案公表
- ・ 県議会6月定例会への条例案提出